



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程：第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	松本, 彩花
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12831号
Issue Date	2017-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/67369
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Ayaka_Matsumoto_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 題 名

カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程
—第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで—

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、ドイツ第二帝政末期からヴァイマル共和政中期までの時期における、カール・シュミット（1888-1985）の民主主義論の成立過程を解明することを目的とする。ヴァイマル共和政期にシュミットにより提唱された、「治者と被治者の同一性」としての民主主義定義は、シュミットが形成した数ある政治概念や政治理論の中でも、政治学研究にとって特に重要な意義をもっており、また現実の政治論議において民主主義を考える上で今日なお影響力を失っていない。それにもかかわらず、従来の研究においては、最初期にまで遡ってその形成過程を統一的に解明しようとする試みはなされていない。こうした研究状況の背景には、1910年代に関する一次資料が未公表であったという資料上の制約が存在した。しかし近年、特に1910年から1920年代前半に関わる日記帳や書簡、講義録等の遺稿が公表されたことで、従来の研究水準を刷新することが可能となった。本論文は、新資料を利用し、1910年代からシュミット民主主義論が完成を見た『憲法論』（1928）公刊までの時期における、シュミット民主主義論の発展過程を再構成することを目的とする。

以上の目的を達成するために、本論文は第一に、シュミットが民主主義論を構想する過程で重要な役割を果たした、彼の国家論と民主主義的同一性概念の展開に着目する。第二に、同時代に民主主義を論じた法学者 H. ケルゼンとの思想的関係に着目する。シュミットの民主主義論を構成する諸契機について、両者の見解を比較することで、彼の民主主義論を相対化するための視座を獲得することがその狙いである。

第一章では、1910年代のシュミットにおける国家観、個人観および人間観、法学的方法論を詳らかにする。まず、『国家の価値と個人の意義』（1914）を分析対象とし、そこで展開された独自の国家観、国家と法および個人との関係についてのシュミットの見解を明らかにする（第一節）。次に、「教会の可視性」（1917）に基づき、こうした国家観や国家と個人の関係に対する見解が形成される基盤となった、シュミット自身の神学的世界観を把握する（第二節）。さらに、その後のシュミットの思想的発展を一定程度規定することになる彼独自の法学的方法論、すなわち法学神学並行論と擬制論について検討する。これらの方法論に同時期に関心を寄せたケルゼンの議論を参照し、両者の見解の相違を明確化する（第三節）。

第二章では、第一次大戦開戦からドイツが敗戦と革命を迎えるまでの時期に焦点を合わせ、この間のシュミット自身の戦争体験と『独裁』（1921）成立までの思想的発展を明らかにする。まず、

近年公刊された日記帳に基づき、大戦中の彼の軍務経験等を調査した結果、戒厳状態について報告するという軍務を契機として「独裁と戒厳状態」(1916)が成立したことを確認する(第一節)。次に、ミュンヘン商科大学講義録(1919)を用い、当時のシュミットにおけるボダン論およびホッブズ論を詳らかにする(第二節)。こうした経緯を経て、『独裁』において、ボダンの主権論に即して委任独裁論が定式化され(第三節)、ルソーおよびシエスの政治思想に対する独自の解釈を通じて、人民の意志との「同一化」を支配の根拠とする主権独裁論が形成されたことを示す(第四節)。本章では最後に、プロレタリア独裁と民主主義の関係をめぐるシュミットとケルゼンの議論を比較する(第五節)。

第三章では、『政治神学』(1922)に対する分析を通じて、シュミットにおける人民主権理解と評価を明らかにする。まず、人民主権を近代史の文脈の中で理解するためにシュミットが利用した、「政治神学的方法」について検討する。同時代の人々が抱く神学、形而上学的世界像と政治的構造との間にはアナロジーが存在すると想定する、この方法は、前世紀の反革命の国家哲学者、特に D. コルテスの歴史観に由来することを確認する(第一節)。次に、人民主権を歴史的に位置付け、その特徴を理解する上で、この方法論が果たした役割を解明する。また、こうした理解に基づき、人民主権に対してどのような評価を下していたのかを明らかにする(第二節)。最後に、シュミットとケルゼンにおけるルソーの人民主権論に対する理解と人民主権成立史に対する解釈を比較する(第三節)。

第四章では、『現代議会主義の精神的地位』(以下、議会主義論と呼称する)初版(1923)および第二版(1926)序文、1927年版「政治的なものの概念」を分析対象とし、この時期におけるシュミットの民主主義論の変容過程を解明する。まず、『政治神学』と議会主義論初版の間で、民主主義に対するシュミットの評価が変更されていることを確認し、この転換は、民主主義的同一性概念および「人民の意志」概念に対して独自に分析を加えることで可能となったことを明らかにする(第一節)。次に、議会主義論第二版序文において、民主主義に不可欠の要素として新たに導入された「同質性」概念について検討する(第二節)。最後に、議会主義論第二版序文で「同質性」概念と同時に民主主義の本質とされた、異質な者の排除という論理が、「政治的なものの概念」においては国際関係論の文脈で適用されていること、また「人民の政治的統一」としての国家観が新たに示されたことを確認する(第三節)。

第五章では、『人民投票と人民請願』(1927)を中心に考察し、そこで示された直接民主主義論の内実とその起源を究明する。まず、本書でシュミットは、古代ローマの直接民主主義における政務官と人民との関係を民主主義の原型として把握していたこと、こうした理解をローマ史家 T. モムゼンの『ローマ国法』に負っていたことを明らかにする(第一節)。次に、「指導者」に対する人民の「喝采」こそが民主主義の根源的現象であるとする見解が示されたこと、シュミットは喝采概念についての認識を、ボン大学時代における同僚の神学者 E. ペテルゾンによる研究から継承し、自らの民主主義論に適用したことを詳らかにする(第二節)。最後に、こうした受容を経て、シュミットの民主主義論はどのような本質的変容を被ったのかを検証する。(第三節)。

第六章では、これまでの章で再構成したシュミット民主主義論の発展過程を踏まえて、『憲法論』(1928)において民主主義論がどのような完成を見るのかを考察する。まず、初期以来のシュミッ

トの国家観の変遷を概観した上で、本書では「人民の政治的統一」としての国家観が呈示されることを確認する（第一節）。次に、本書で近代憲法の政治制度を構成する一原理として定式化される民主主義的同一性原理について検討する（第二節）。『憲法論』における代表思想は、従来、カトリシズム論の文脈において理解されてきたが、人民の政治的統一が代表されとするシュミット独自の思想が新たに展開されたことを示す（第三節）。本章では最後に、同一性と代表とは対立関係にあるとした『政治神学』における議論が、『憲法論』において変化し、両概念の結合可能性が論じられる背景を分析する（第四節）。